

【 復興増税と法人税率の引き下げ 】

平成 23 年度の税制改正の一部が平成 23 年 12 月 2 日付で施行・公布されました。今回はその改正の中でも復興増税と法人税率の引き下げについて掲載します。

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(以下、財源確保法)により、復興特別税が課せられることとなりました。

復興特別法人税

復興特別法人税額は基準法人税額に 10%の定率増税です。対象期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する期間内の属する各事業年度が課税事業年度となります。

復興特別所得税

復興特別所得税は 2.1%の定率増税で対象期間は平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額が課税の対象とされています。この所得税には申告納税する所得税のほかに源泉所得税も含まれています。

この法人に課される利子などの所得税の増税分は法人税の増税分から控除される制度となりました。

また、法人の各事業年度の所得に対する税率について、普通法人の税率が 30%から 25.5%に引き下げられました。

これにより、中小企業等の軽減税率等についても同時に引き下げが行われています。これまでは中小法人等の軽減税率の特例により中小法人の年 800 万円以下の所得に対して 18%(本則 22%)の税率が適用されていましたが、今回の改正により 15%(本則 19%)に引き下げられています。

税率引き下げに関する規定の適用にあつては、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において改正後の税率の規定の適用があります。

これにより、普通法人の法人税及び地方税を合わせたところの実効税率が 40.69%から 35.64%に約 5%引き下げとなります。(但し、復興特別法人税の課せられる期間は 38.01%です。)

中小法人とは

中小法人等とは普通法人のうち、期末資本金の額が1億円以下である法人等をいいます
但し、次のものは除きます。

大法人(資本金の額が5億円以上の法人)による完全支配関係がある法人

100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人